

令和4年度地域森林管理支援センター業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度地域森林管理支援センター業務委託

2 業務委託の目的

地域森林管理支援センター（以下「支援センター」という。）は、令和3年10月の開設以降、市町村相談窓口の設置や巡回支援等の実施により、市町村による森林経営管理制度の取り組みを総合的に支援する役割を担ってきた。

しかし、こうした取り組みにもかかわらず、現在、次のような課題がある。

- ①県内の私有林人工林には未整備森林は依然として数多く存在していること
- ②未整備森林の整備のため市町村に交付されている森林環境譲与税の未執行残高が多い自治体が存在していること
- ③森林経営管理制度の取り組みが全国の他の自治体と比べ、低位な状況にあること

そこで、本業務では、これまでの支援内容に加え、市町村林務担当職員研修の実施や森林環境譲与税の活用提案等、支援を拡充し、市町村による森林経営管理制度等を通じた未整備森林の整備等、森林整備の事業量拡大（※）を図ることを目的とする。

（※）県は、「第4期岐阜県森林づくり基本計画（令和4年度～令和8年度）」において、市町村による間伐面積を目標指標とする予定である。（令和4年度：800ha/年→令和8年度：3,500ha/年）

3 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託業務の内容

委託を受ける者（以下「受注者」という。）は、2に定める目的を達成するため、以下の業務を実施する。なお、業務の実施に当たっては、発注者と協議の上進めること。また、支援内容に関する必要な見直しを適宜行うとともに、改善に向けた提案を発注者に対して行い、県関係機関と適宜連携して実現に向け、取り組むこと。

（1） 森林経営管理制度等に関する相談窓口の設置・運営業務

- [業務内容] ・市町村や岐阜県地域森林監理士に対し、森林経営管理制度等（森林環境譲与税の活用に関する提案を含む）に関する相談対応を行う
- ・相談の過程において顕在した他分野の課題に対しては、必要に応じて、速やかに県関係機関へ取り次ぐ
- [設置場所] ・相談窓口を県内に設置する
- [運営期間] ・相談窓口対応の始期は、発注者と協議の上決定し、終期は令和5年3月31日（金）とする。
- [受付時間] ・岐阜県の休日を定める条例第1条第1項の各号に掲げる日（以下「閉庁日」という。）を除いた日の午前9時から午後5時まで

- [設 備] ・運営に必要な通信機器等を用意する(電話機器は、携帯電話の使用を可とする)
- [連 絡 先] ・相談窓口専用の電話番号及び電子メールアドレスを用意する
- [実施報告] ・相談対応実施後、速やかに相談対応記録を作成し、発注者へ提出する
- [提案内容] ・効果的な相談対応方法
 - ・円滑な運用を行うために必要な人員配置の方法
 - ・相談対応の結果を市町村事例として活用できる報告書様式

(2) 市町村への巡回支援業務

- [業務内容] ・森林のある34市町村(※)を訪問し、森林経営管理制度等に関する課題を聞き取り、解決策を提案するなど、森林整備の事業量拡大に向けて必要な支援を行う
(※)森林のある34市町村(岐阜市、各務原市、山県市、本巣市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、池田町、関市、美濃市、郡上市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、下呂市、高山市、飛騨市、白川村)
- [実施報告] ・巡回支援実施後、速やかに実施報告書を作成し、発注者へ提出する
- [提案内容] ・地域の実情に応じて、効果的な巡回支援方法
 - ・巡回支援の結果を市町村事例として活用できる報告書様式

(3) 専門家による市町村相談会開催業務

- [業務内容] ・上記(1)、(2)で把握したより専門性の高い課題を解決するため、専門家[※]による市町村相談会(以下「相談会」という。)を開催する。
(※)専門家とは、弁護士、土地家屋調査士、行政書士等の有資格者とし、課題に的確に対応できる者を発注者と協議の上、決定する。
 - ・開催回数は4回以上とし、必要に応じて個別相談も可とする
 - ・専門家への講師依頼や会場借り上げを行う
 - ・専門家を招聘し、報償費及び交通費(費用弁償)を支払う
- [アンケート] ・市町村相談会の参加者に対しアンケートを行う
 - ・質問項目は、満足度、改善要望を尋ねることとし、発注者に事前協議して作成する
 - ・アンケート実施日から2週間以内に結果と分析を発注者へ提出する
- [実施報告] ・相談会実施後、速やかに実施報告書を作成し、発注者へ提出する
- [提案内容] ・効果的な相談会の内容及び開催方法
 - ・相談会の議題や相談結果を市町村事例として活用できる報告書様式

(4) 岐阜県地域森林監理士による短期支援業務

- [業務内容] ・市町村が要請する岐阜県地域森林監理士による短期支援業務(※)(以下「短期支援業務」という。)に適した岐阜県地域森林監理士を選定し、業務内容や実施日

の調整を行う

※短期支援業務とは、岐阜県地域森林監理士が市町村による森林経営管理制度等の円滑な運用を支援するため、市町村から要請を受け、数日程度の短期的な支援を行うことをいう。

- ・短期支援回数は、44回を想定（6h／回）
- ・短期支援業務を実施した岐阜県地域森林監理士から実施報告を受けた後、当該業務に係る報償費及び交通費（費用弁償）を支払う

[実施報告] ・短期支援業務が実施された後、速やかに支援内容等を記載した報告書を作成し、発注者へ提出する

[提案内容] ・市町村からの支援要請の受付方法や岐阜県地域森林監理士と報償費等の支払いに関する取り決め、短期支援業務対応者の選定方法等、短期支援業務を実施するための効果的かつ効率的な方法

- ・短期支援の結果を市町村事例として活用できる報告書様式

(5) 業務発注支援業務

[業務内容] ・市町村による森林整備や森林経営管理制度における意向調査、森林境界明確化、所有者不明森林の所有者探索等の発注に係る準備を代行する

[実施報告] ・業務発注支援業務が実施された後、速やかに支援内容等を記載した報告書を作成し、発注者へ提出する

[提案内容] ・業務発注支援の効果的かつ効率的な実施方法
・業務発注支援の結果を市町村事例として活用できる報告書様式

(6) 市町村林務担当職員研修

[業務内容] ・市町村による森林経営管理制度の取り組みを促進するため、市町村林務担当職員の森林林業行政に関する習熟度や、地域の実情に応じた研修の企画及び運営を行う

[研修時間] ・4区分（レベル1～レベル4）の研修時間の総計は120.0時間以上（6時間以内/日）とする

[対象者] ・主に県内市町村の林務担当職員（岐阜県地域森林監理士のうち、受講を希望する者を含む）

[期間] ・令和4年5月から令和4年12月末日まで（閉庁日は除く）

[受講料] ・無料（必要に応じて教材等の実費を徴収することは認める）

[研修会場] ・森林文化アカデミー（以下「アカデミー」という。）の施設や演習林の使用を希望する場合は発注者に協議する

- ・なお、アカデミー以外の施設（例：他の公共施設、民間施設）を使用する場合は、会場使用料は受注者の負担とする

[現地視察] ・現地視察が効果的と認められる場合は、カリキュラムに組み入れることができる。ただし、視察が有料の場合は、受注者の負担とする。

[参加者募集及び開催通知]

- ・受注者が実施する

[講師の招聘]

- ・外部講師を招聘する場合は、報償費及び交通費（費用弁償）を支払う
- ・外部講師の送迎は、研修会場から最寄りの交通機関等までとし、原則として受注者が行う

[講義資料]

- ・受注者が用意する（必要に応じてカラー印刷にする。）

[研修の受付、進行、進捗管理]

- ・研修各回の進行及び全体の進捗管理を行う

[備品の貸与]

- ・会場がアカデミー施設内の場合は、必要に応じてプロジェクター、移動式スクリーンを発注者から受注者に無償貸与する

[記 録]

- ・研修の実施状況をデジタルカメラで撮影する。写真は、県HPやその他の広報媒体等での使用に適したものとなるよう、様々な角度から撮影する。また、受講者や講師に対し、予め広報に使用する旨を伝え承諾を得る

[アンケート]

- ・研修の実施に際し、毎回受講者にアンケートを行う
- ・質問項目は科目、講師ごとに分け、それぞれの満足度、改善要望を尋ねることとし、発注者に事前協議して作成する
- ・アンケート実施日から2週間以内に結果と分析を発注者へ提出する

[実施報告]

- ・研修を実施した場合は、速やかに実施報告書を作成し、発注者へ提出する

[提案内容]

- ・以下を参考にした研修カリキュラム案及び効果的かつ効率的な研修の運営方法、カリキュラムの内容や運営方法に関する改善点の把握方法

レベル1	
対 象	初めて林務担当となった市町村職員
到達目標	森林・林業行政に関する基礎的な知識の習得
習得すべき主な知識	<ul style="list-style-type: none"> ・森林に関する知識 ・林地台帳、森林簿に関する知識 ・森林計画に関する知識 ・森林経営に関する知識 ・森林施業に関する知識 ・林業路網に関する知識 ・林産物に関する知識 ・森林保護に関する知識 ・林業事業者に関する知識 ・森林経営管理制度に関する知識 ・森林環境譲与税に関する知識

レベル2	
対 象	意向調査準備を実施する市町村職員

到達目標	意向調査に必要な情報の整理、資料作成を実施することができる知識・技術の習得
習得すべき主な知識・技術	<ul style="list-style-type: none"> ・対象森林の抽出に関する知識・技術 ・意向調査の優先順位付け（全体計画の策定）に関する知識・技術 ・調査対象となる森林所有者の抽出に関する知識・技術 ・調査対象となる「地番図」の作成に関する知識・技術 ・森林の現況確認（現地調査、リモートセンシングによる現況把握等）に関する知識・技術 ・意向調査準備の外部委託に関する知識・技術 ・事例紹介

レベル3	
対象	意向調査から経営管理権の設定までを実施する市町村職員
到達目標	意向調査の実施から経営管理権集積計画を作成・公告縦覧することができる知識・技術の習得
習得すべき主な知識・技術	<ul style="list-style-type: none"> ・意向調査の実施に関する知識・技術 ・調査結果の取りまとめに関する知識・技術 ・森林整備実施に向けた境界明確化に関する知識・技術 ・経営に適した森林か否かの判定に関する知識・技術 ・経営管理権集積計画の作成、公告縦覧の実施に関する知識・技術 ・意向調査等の外部委託に関する知識・技術 ・事例紹介

レベル4	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理法に基づく森林整備を実施する市町村職員 ・経営管理実施権配分計画を作成・公告縦覧する市町村職員 ・特例措置を活用する市町村職員
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村森林経営管理事業を実施することができる知識・技術の習得 ・経営管理権集積計画に基づく経営管理実施権配分計画を作成することができる知識・技術の習得 ・所有者不明等に係る特例措置を実施することができる知識・技術の習得
習得すべき主な知識・技術	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村森林経営管理事業の実施に関する知識・技術 ・市町村による森林整備事業の発注に関する知識・技術 ・経営管理実施権を設定する林業事業体の選定に関する知識・技術 ・経営管理実施権配分計画の作成方法・収支見積に関する知識・技術 ・特例措置の活用に関する知識・技術 ・事例紹介

- ▶レベル区分は習熟度の目安であり、受講者の希望により、レベル間を横断するような受講を認めること
- ▶研修内容に応じた適切な講師案（岐阜県地域森林監理士等の外部講師を優先的に活用する。アカデミー教員、県職員を講師に充てたい場合は、発注者に協議する（この場合の報償費及び交通費（費用弁償）は不要とする））
- ▶カリキュラムの企画に当たっては、受講者の理解や交流が深まるための工夫を行う（例：ファシリテーターを配置した意見交換会やワークショップ、実地演習、体験会、現地視察など）
- ▶また、「市町村林務担当職員研修検討会議（※）」で出た意見を十分踏まえるものとする

(※)市町村林務担当職員研修検討会議の開催

- ・当事者や有識者の意見を聞き、当該研修の適切かつ効果的な運営に資する市町村林務担当職員研修検討会議を開催する
- ・検討事項は研修カリキュラム、研修成果の評価、次年度に向けた改善案の検討等とする
- ・構成員は、市町村職員1名、岐阜県地域森林監理士1名、市町村研修講師経験者等1名とする
- ・オブザーバーとして、林政課、森林文化アカデミーから各1名参加するものとする
- ・開催通知は受注者が行う
- ・開催回数は2回とする
- ・第1回目を契約締結後速やかに開催し、カリキュラム案やスケジュールについて検討する
- ・第2回目を全研修実施後速やかに開催し、事業実績の評価や次年度に向けた改善点について検討する
- ・検討会議の進行（司会、作成資料の説明）を行う
- ・会議資料（事業計画、事業実績、次年度に向けた改善案等）、議事録を作成する
- ・県職員以外の構成員（計3名）に対し、報償費及び交通費（費用弁償）を支払う

(7) 岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修

- [業務内容] ・岐阜県地域森林監理士に認定された者に対して、市町村林務行政支援に必要な最新情報や能力向上に関する研修の企画及び運営を行う
- [研修回数] ・研修回数は2回とする
- [対象者] ・岐阜県地域森林監理士
- [受講料] ・無料（必要に応じて教材等の実費を徴収することは認める）
- [研修会場] ・アカデミーの施設や演習林の使用を希望する場合は発注者へ協議する
 ・なお、アカデミー以外の施設（例：他の公共施設、民間施設）を使用する場合は、会場使用料は受注者の負担とする
- [現地視察] ・現地視察が効果的と認められる場合は、研修に組み入れることができる
 ただし、視察が有料の場合は、受注者の負担とする
- [参加者募集及び開催通知]
- ・受注者が実施する

- [講師の招聘]
 - ・外部講師を招聘する場合は、報償費及び交通費（費用弁償）を支払う
 - ・外部講師の送迎は、研修会場から最寄りの交通機関等までとし、原則として受注者が行う
- [講義資料]
 - ・受注者が用意する（必要に応じてカラー印刷にする）
 - ・必要部数：各1部（受講者、講師）
3部（発注者）
- [研修の受付、進行、進捗管理]
 - ・研修各回の進行及び全体の進捗管理を行う
- [備品の貸与]
 - ・会場がアカデミー施設内の場合は、必要に応じてプロジェクター、移動式スクリーンを発注者から受注者に無償貸与する
- [記 録]
 - ・研修の実施状況をデジタルカメラで撮影する
 - ・写真は、県HPやその他の広報媒体等での使用に適したものとなるよう、様々な角度から撮影する
 - ・受講者や講師に対し、予め広報に使用する旨を伝え承諾を得る
- [アンケート]
 - ・研修の実施に際し、毎回受講者にアンケートを行う
 - ・質問項目は科目、講師ごとに分け、それぞれの満足度、改善要望を尋ねることとし、発注者に事前協議して作成する
 - ・アンケート実施日から2週間以内に結果と分析を発注者へ提出する
- [実施報告]
 - ・研修を実施した場合は、速やかに実施報告書を作成し、発注者へ提出する
- [提案内容]
 - ・岐阜県地域森林監理士が市町村支援を実施する際に必要となる知識・技術や課題への対応方法、森林経営管理制度に関する最新情報等を習得するための研修案
 - ・実践的な研修として、岐阜県地域森林監理士を「(2)市町村への巡回支援業務」に同行させ、市町村と意見交換や政策提案等を行うことも認める
 - ・企画に当たっては、受講者の理解や交流が深まるための工夫を行う（例：ファシリテーターを配置した意見交換会やワークショップ、実地演習、体験会、現地視察など）
 - ・研修内容に応じた適切な講師案

(8) 情報発信

- [業務内容]
 - ・市町村等(※)に対し、支援センターで入手した森林経営管理制度に関する最新情報や市町村の取組状況等に関する情報発信を行う
 - (※)市町村、県機関（林政課、森林文化アカデミー、各農林事務所）、岐阜県地域森林監理士
- [発信回数]
 - ・情報発信の回数は3回程度とする
- [提案内容]
 - ・広報誌等情報発信に効果的な方法

5 業務実績に関する分析

- ・業務の成果、効果を把握するため、四半期（6月、9月、12月、3月）ごとに市町村に対し、以下のアンケート調査を実施し、結果の分析及び困りごと解消に向けた検討を行う。

ア 森林経営管理制度に関する困りごとアンケート調査（参考資料『令和3年度森林経営管理制度に関する困りごとアンケート調査結果』）

- ・検討内容を発注者と協議し、改善策を講じる（3月実施分は除く）

6 準拠法令等

本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、以下の関係法令等に基づき実施する。

- ・森林法
- ・森林法施行規則
- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
- ・森林経営管理法
- ・森林経営管理法施行令
- ・森林経営管理法施行規則
- ・森林経営管理制度に係る事務の手引き（林野庁森林利用課）
- ・「森林経営管理制度」における市町村事務マニュアル（岐阜県林政部林政課）
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・その他関係法令、規則、通達等

7 業務実施体制等

本業務の全体調整を行う総括責任者を配置すること。総括責任者は、岐阜県地域森林監理士、森林総合監理士、技術士（森林部門）のうちいずれかの資格保有者とする。また、業務期間中は、発注者との緊密な連絡・運営体制を構築する。

8 提出書類

(1) 業務着手時

受注者は契約締結後速やかに、以下の書類を発注者へ提出し、承認を得ること。

- ・業務着手届
- ・業務計画書
- ・統括責任者届

(2) 業務完了時

本業務完了後、直ちに以下の書類を発注者へ提出（令和5年3月31日必着）すること。なお、業務報告書については、電子データ（電子記録媒体）を添付すること。

- ・業務完了届
- ・業務報告書
- ・その他発注者の指示する書類

9 業務計画書

業務計画書には、以下の事項を記載する。

- ・業務の概要
- ・業務実施体制
- ・連絡体制（緊急時対応含む）
- ・業務の実施方法（業務スケジュールを含む）
- ・巡回支援計画
- ・個人情報保護に関する事項
- ・その他業務の実施に当たり必要な事項

また、受注者は既に提出した業務計画書に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した業務計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

10 業務報告書

業務報告書には、以下の事項を記載する。

- ・4の各業務実績
- ・支援センター運営上の課題や市町村支援に関する所見
- ・その他発注者が必要と認める資料

11 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり、必要な資料を受注者に貸与する。

受注者は、貸与資料の取り扱いについては十分に注意し、紛失、汚損、破損の無いよう慎重に取り扱うこと。また、貸与資料については、本業務完了後、速やかに発注者に返却しなければならない。

貸与資料は、原則として貸出簿により、管理する。

当該資料の複写及び第三者への提供は行わないこと。ただし、発注者がこれを認める場合はこの限りでない。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に実施するにあたり必要と認められる場合は、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。なお、その場合において、受注者は、再委託した業務に関する進捗管理を責任もって行う。

(2) 個人情報保護

受注者又は受注者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努める。

(3) 守秘義務

受注者又は受注者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務完了後も同様とする。

(4) 暴力団の妨害又は不当介入における通報等

受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

(5) 著作権

本業務の成果品に関しては、「著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条及び第47条の2に定める全ての権利並びに民法（明治29年4月27日法律第89号）第206条に定める所有権（以下「著作権等」という。）」を発注者が有する。

また、受注者は、本業務の成果品を、発注者の了承を得ずに、発注者への納品用途以外に利用してはならない。

1.3 検査

受注者は、本仕様書等に基づく業務内容について、発注者の検査を受けるものとする。

1.4 支払条件等

本業務に係る経費については、業務開始以降に支払うものとする。

本業務の遂行上、必要がある場合は、受注者は前金払を請求することができる。なお、その際は、契約時に別途定める様式において前金払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出する。

1.5 業務の継続が困難となった場合の措置

受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取消しができる。この場合、発注者に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

16 疑義

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、協議により業務を進めるものとする。

発注者は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受注者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査もしくは関係者に質問を行う場合がある。

17 損害賠償

受注者は、契約書に定める損害を発注者に及ぼした場合のほか、発注者の利益に反する行為を行った場合は、相当する金額の賠償を行う。

18 管轄裁判所

本業務の契約に関し、発注者と受注者の間で紛争が生じた場合は、岐阜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。